

早稲田大学廿七年度
歴史地理科卒業講義録

日本殖産史

横井時冬

62-396-1
1200701681192

62
396



始



文學博士橫井時冬述

日本殖産史



早稻田大學出版部藏版

目次

第一編 建國より韓土内附まで

- 第一章 産業の發生……………一頁
- 第二章 農業の獎勵……………七
- 第三章 工業の世襲……………一〇
- 第四章 外國傳來の工藝……………二〇
- 第五章 この時期に於ける商業……………二二

第二編 佛教傳來より寧樂朝の末まで

- 第六章 寧樂朝の美術工藝……………二五
- 第七章 この時代に於ける商業……………二七

第三編 平安奠都より平氏の滅亡まで

- 第八章 貴族的の工藝 地方の殖産工藝……………三三
- 第九章 この時代に於ける商業……………三六

第四編 鎌倉幕府の創立より桃山時代の末まで

第十章 武家勃興によりて發達せし工藝……………四一

第十一章 點茶の流行によりて發達せし工藝……………四六

第十二章 歐洲人の渡來によりて發達せし工藝……………四九

第十三章 豊公の奨励によりて發達せし工藝……………五一

第十四章 有用植物の傳來……………五三

第十五章 この時代における商業……………五五

第五編 江戸幕府の創立より大政奉還まで

第十六章 各藩産物の奨励保護……………五八

第十七章 各藩産物の中央市場……………六〇

第十八章 元祿時代の工藝……………六六

第十九章 享保の殖産奨励……………六七

第二十章 文化文政時代に於ける産業の隆盛……………六九

第二十一章 鎖港の殖産に及ぼしたる影響……………七〇

第二十二章 長崎貿易と殖産……………七一

目次終

日本殖産史

横井時冬述

第一編 建國より韓土内附まで

第一章 産業の發生

吾人の祖先が艱難辛苦して經營せし大八洲の建國は、實に茫々たる二千五百六十餘年前にあり、今かゝる太古に於ける生活の有様を考へ、それによりて産業の發生を究めんとするは、至難のことに屬すれども、古史の傳ふる所によりて、一々これを解剖し、仔細に觀察を下すときは、何人も暗黒の中より幾條の光明を認むることを得べし、まづ家屋の制より風俗の一般につきて考ふるに、家屋は柱を地中に埋め、其組立の材料に梁、椽、戸を用ひ、すべて蔓草の織緯にて作りたる繩にて結ひたり、又地

床を張り其上に疊を敷けり、疊に菅疊、皮疊、繩疊の別ありき、屋根は草をもて葺き、其
兩端に氷木をさきて裝飾とせり、今日神社の建築に神明造と稱するものあるはこ
の遺制なり、又服屋、産屋、厠、喪屋の如き特種の家屋をも設けたり、これら特種の家屋
を設けたるものは、清淨潔白を好む特性よりいてしことにて、屢河水に浴して身を
清潔にする慣習ありしことも併せ考ふべし、穴居の如きは所謂土雲の類にて上流
のもの、住居にはあらざるなり、又食物には、稻、粟、稗、麥、小豆、大豆、海布、海等、其他鳥獸
魚類を用ひ、飲料には酒を醸して用ひたり、酒を醸すには横臼、淺甕、甕の器具あり、又
食物は火にて烹、そを箸、平釜、葉盤、木器、又などの器具を用ひて食せり、又食物は穀物
を初め、蒜、薑の類をつくりし外、鈎、網、筥などにて魚を捕へ、又弓矢、翳などにて、鳥獸を
捕へたり、田圃を耕すには鋤、鋤を用ひ、又そを食物にするには、杵、臼、箕の類を用ひ、
頭髮にはことに意を用ひ、男子は髪を二束に分ちて、頭部の左右に結び縮ねて櫛を
さし、女子は垂髪にして頸にさげ、寶玉をもて頭、頸、腕を裝飾し、衣服には獸皮、鳥羽の
類もありしかど、大抵織物にして上衣、裳、帶、褌の類あり、雨中には簑、笠を用ひ、夜中に
は燎をたきて明をとり、或は秉炬をもて物を照す用に供せり、陸行には馬あり、車あ

り、馬には鞍、鐙をさきて乗り、水行には船あり、其制一ならざるも、大抵楫、櫂の類を
刳りたるものにて、只槁の一種を用ひて進行をとれり、其航海業の割合に進歩せし
ことは、蓋鳥鳴尊が新羅に往來し給ひしにて知るべし、

工藝中ことに進歩せしは、鐵器、織物類なりき、かの天羽鞆をつくりて鐵を鎔し、矛、劍
の如き防身具を作り、又小刀、斧、鋤、鋤の如き器具をもつくれり、又機具に梭、櫛、桿、麻、管
の類あり、麻、穀の皮をもて、白丹寸手布、青丹寸手布の如きものを織り、また志豆波多
倭文布又單に阿夜といふ、穀布麻布の緯糸を青赤等にそめて、横縷を織りなせるものなり、内幅編物
倭文布神といふ、穀布麻布の緯糸を青赤等にそめて、横縷を織りなせるものなり、内幅編物
にせしものにて、今の如きや、精巧のものをも織りいだせり、又その織りたるもの
或は志豆波多を織る糸を、山野に生ずる茜をとり來り、そを春きて染めたり、かくの
如く産業の源、既に太古曠昧の時に發生せり、又玉祖命、石擬姥命の如きは、其工業を
子孫に傳へ、後世の品部世襲の風をもこゝに始め給へり、されども要するに、當時の
生活甚だ單純にして、各自耕して食ひ、織りて衣るに過ぎず、其餘あるものを貯藏し
て、後の闕乏に備ふることを知らず、只必要物を彼此相易へて其用に供せしのみ、か
の火照命、火遠理命の兄弟の神が、海山の幸易をなし給ひしは、これ交易の始なり、さ

れば今一般に商估が祭れる惠比須神は、この火遠理命なりといふ説あり、なほ古事記、日本書紀其他一二の古書に據りてつくれる、左の表についてよく考ふべし、

穀物	稻 粟 稗 麥 小豆 大豆
飲料	
酒	
草木	茜 <small>アサキ</small> 麻古語拾遺 介瀾 <small>カク</small> 羅摩白歎 葱 <small>シロネ</small> 小竹 檜 <small>ヒノキ</small> 榲 <small>クサ</small> 松 <small>マツ</small> 檜 <small>ヒノキ</small> 樟 <small>カド</small> 桑 <small>クワ</small> 稻 <small>イネ</small> 牟久 <small>ムク</small> 吳桃 <small>ニホ</small> 古語拾遺 眞賢木 <small>マキ</small> 枝 <small>エダ</small> 柞 <small>クサギ</small> 湯津杜樹 <small>トウジンノキ</small>
魚、貝、海藻	赤鯛 <small>アカカサ</small> 鱈 <small>タラ</small> 海鼠 <small>ウミネズミ</small> 鰻 <small>ウナギ</small> 鱈 <small>タラ</small> 鱈 <small>タラ</small> 鰻 <small>ウナギ</small> 鰻 <small>ウナギ</small> 蛤貝 <small>カキ</small> 鬚貝 <small>シロカキ</small> 比良夫貝 <small>ヒラフカキ</small> 之多 <small>タカク</small> 儂 <small>ノボ</small> 細 <small>コ</small> 螺 <small>カタ</small> 海布 <small>ウミフクロ</small> 海蓴 <small>ウミノリ</small> 海苔 <small>ウミヅクサ</small> 常陸風土記
鳥	長鳴鳥 <small>ナガネ</small> 雉 <small>トリ</small> 鴛 <small>ウツ</small> 雁 <small>カシ</small> 翠鳥 <small>ササガ</small> 雀 <small>スズメ</small> 鷓鴣 <small>シロコ</small> 鶉 <small>コト</small>
蟲	蠶 <small>ハチ</small> 蜂 <small>ハチ</small> 蜻蛉 <small>セウジロ</small> 螢 <small>ホタル</small> 蠅 <small>ハエ</small> 蛾 <small>ホムシ</small> 虱 <small>シラミ</small> 吳公 <small>ウカガ</small> 蛇 <small>ヘビ</small>
大蛇	蝗 <small>イナムシ</small> 古語拾遺
獸	馬 牛 兔 猪 <small>イノシシ</small> 眞名鹿 <small>マナカ</small> 鼠 海驢 <small>ウミウサギ</small>

日本殖産史 第一編 建國より韓土内附まで 第一章 産産の發生

船

磐楳樟船 葦船 熊野諸手船 無目堅間小舟 槁

器財

矛 劍 紐小刀 柄 靴 杖 楯 弓 矢
鐵播磨風土記 斧古語拾遺 鈕古語拾遺 袋 櫛
鏡 手纏 頸珠 御須麻流之玉 勾玉 箸 梭
鈎 筥 網 阿彌網 押機 箕 杵 白
天羽鞆 天羽車 針 拷繩 鐵鐸古語拾遺 篋
笠 帶 鞍 燈 燧白 燧杵 嚴貳 平貳
手扶 葉盤 甕 麻笥祝詞式 櫛木を三股にして麻
栲の雙の糸を引懸く 酒坏 籠 異志都々伊石組

衣服織物

裳 帶 襪 多久夫須麻袴 倭文布 内幡常陸風土記
白丹寸手敷布 青丹寸手麻布

建築

柱 椽 氷木 戸 門 垣 板 皮疊
菅疊 絶疊
八尋殿 産殿 服屋 廁 喪屋 假殿

この表は、神代より崇神天皇の御代までを限り、古事記、日本書紀に據り、穀物、飲料、草木、魚、貝、海草、鳥、蟲、獸、船、器財、衣服、織物、建築等に關する名詞を網羅して掲げたるものなり、二書の外古語拾遺、風土記、祝詞式の
中よりぬきて補ひつ、但し表中に書名を掲げざるものはすべて古事
記、日本書紀なりと知るべし、

第二章 農産の獎勵

我日本は建國以來、陸田種子粟、水田種子稻を初め蠶麻穀の如き、織物の原料とすべきものありて、衣食の料に供せしが、ことに稻は食物中必須のものゆゑ、一層貴ひしこと、おもはる、されは其豊熟せるさまによりて、國名をも千五百秋瑞穂國など稱して、農産國たることを表彰せり、又かの新年祭の祝詞に、手胫水沫書垂向股爾泥書寄氏取作半奥津御年平八束穂能伊加志穂爾皇神等能依在志奉者初穂乎波千穎八百穎爾奉置氏誌閉高知穂腹滿雙氏汁爾母穎爾母稱辭竟奉乎などあるは、これ全く農産國の慣習にて、稻をおさむるや初穂を神に奉りて、豊年を祈る古式の太古より傳はれる證とするに足れり、又伊勢の大厩の神庫に、耕織の具を傳へ給ふなど、農業に重きを置き給ひしことを察すべし、神武天皇の中國を平げて大和の橿原に定鼎し給ふや、天富命に命じて麻穀を阿波并に東國にうつせしめ給ひき、今の安房、兩總は、當時この二種をうつせしめられし國なり、其後崇神天皇いて給ひて、農本主義をとり給ひしかば、著く發達せしとみえ、この御代に至り、人民より始めて弭調、手末調を奉らしめらる、既に耕織の事一般に進みて百穀豊熟せしさまを想像するに足れり、又天皇つねに水利の事に御心を注かせ給ひしかば、主として池溝を

開かしめ給ひき、これ歴代の天皇が、水利を起し給ふ始にて、依網池、苅坂池、反折池などは、當時開き給ひしものなり、實に御肇國天皇の尊稱も空しからざるべし、其御子垂仁天皇も亦、御父の御志を紹がせ給ひて、五十瓊敷命に命じて、河内、大和に池溝を開き、ついで諸國に令して八百有餘の池溝を開かしめ給ひしが、如きは、農事にとりて少からざる利益を興へしなるべし、又この御代に始めて屯倉の制をたて給ひて、備荒貯蓄の事を實施し給ひき、この以後歴代の天皇この良制に則りて、屯倉をおかれしもの多かりき、かくの如く崇神、垂仁兩天皇の御代において、農業の基礎固まりたるが上、韓土の内附以來、應神、仁德兩天皇の御代に至り、直接、間接に韓土傳來の法によりて、農事の改良もありしならむ、又この兩御代には、垂神天皇の遺制に則り給ひて、池溝を開き或は郊原を新墾し給ひしもの少からず、農業いよく振ひき、また雄略天皇の如きも大御心を農産工藝の事にそがせ給ひしかば、秦酒公の領せし歸化の人民を、諸國に分ちて養蠶を起さしめ、又宮中において、皇后御みづからも養蠶をなし給ふほどのことなれば、各地に於ける養蠶業は無論發達せしならむ、おもふに當時の養蠶法

は、太古より傳へし日本固有のものにあらずして、仲哀天皇の御代に歸化せし功滿王^一、^二始^三皇帝^四十^五によりて傳へられし、漢土の養蠶法に改まりしものとあはる、とにかく雄略天皇の御代に至り、織物原料の發達について、機業にも大なる影響を興へしや明かなり、

第三章 工藝の世襲

我邦太古より職官を世襲する慣習ありしかば、工藝家までもこの慣習ありて、其業を子孫八十^一連^二續^三に傳へき、されば石凝姥神の裔は鏡長白羽神の裔は麻績天羽槌雄神の裔は倭文布^一、天日一箇神の裔は刀斧といふ如く、其業を世襲せり、又後にはこれらの職業の名をとりて、姓氏に名つくるに至れる、例へば瓜工連^一、苦編首^二、勾宮作造^三の類にて、これらの氏上各部曲を率ゐて朝廷に仕へたり、即倭文連に倭文部あり、又韓鐵師首^一に韓鐵師部あるが如し、これらの部曲を總稱して品部といふ、品部は各地に散在して、朝廷の御用をつとめ、又人民の需に應じて、其用をも辨ぜり、これ族制政治の工藝家まで、に及ぼしたる影響なり、又品部はいづれの土地に住するも、群をなし

て住するものにて、其部を掌る人を伴御臣^{トモミヤツコ}といひ、こは天皇の御臣として、國を治る人を國の御臣^{ミコノミヤツコ}といふに同じ、いづれのころよりか、皇后、皇子、大臣、大連の如き貴顯の家には、こられの部曲民を多く使用することとなりて、民部家部^{ミカヘヤカ}など稱し、恰も資財の如きものとなりき、されば孝徳天皇の大化改新の令を發し給ふや、臣連が所有せる人民をやめて、國家の人民になし給ひき、又當時の改革は、あらゆる世襲の族制政治を打破して、門地に拘らず、人才を登用し、氏族と職官とを明に區別し給ひき、されども品部は技術に屬するもの故、なほ其部中より共任に堪へたる人を選び某部と稱し、番上官として採用し給ひき、文武天皇の大寶令を發し給ふに及びても、なほ番上官として諸官司に配當せられたり、

- 内藏寮 百濟手部十戸 百濟戸十戸 御作五十八戸
- 造兵司 鍛戸二百一十戸 甲作六十二戸 御作五十八戸
- 弓削三十二戸 矢作二十二戸 御作五十八戸
- 羽結二十戸 梓削三十戸 爪工十八戸

大蔵省

楯縫三十六戸 幡作十六戸 本工七八戸
忍海戸猪人五戸 犬竹志戸猪人 村々猪人三十戸

内蔵省

宮郡猪人十四戸 大猪染六戸 紀伊國猪人百濟人

新羅人各三十人

百濟手部十戸 百濟戸十一戸

衣染二十一戸

飛鳥香縫十二戸 吳床作二戸

漆部十戸

大笠縫三十三戸 橋作七十二戸

錦綾織百十戸

泥降二戸 草張二戸 河内廣絹織人三百五十戸

緋染戸七十戸

藍染三十三戸

鍛冶司

鍛冶戸三百三十八戸

管陶司

管戸百九十七戸

神功皇后の征韓後

年々朝鮮支那より工藝家歸化して、これらの子孫いづれ

も品部となり

其子孫各地に散在せしかば、本邦固有の品部と相混じて分ちがたき

までになれり

かの錦部、猪部、鞍部、猪名部等は皆歸化の品部なりき、しはらくの間は、

これら新舊の品部において、我邦の工藝を支配せしが、佛教の隆盛につれて、著き影響を我工藝の上に及ぼせり、そは年々新意匠の工藝品、朝鮮支那より輸入し、我邦人の嗜好を一變せしめし爲、つひに歸化の品部といへども、其年月の古きものは、世に用ゐられざる有様となり、所謂自然淘汰によりて寧樂朝の末より平安朝の初ころまでの間に、いつとなく有名無實のものとなりき、されば服部、土師など、いふ人々も最早其業をとらず、只空しく氏姓の上に往古祖先のとりし職名をととむるのみとなれり

諸史にみえたる品部の種類

この他にづれの工藝にも品部ありたるものと知るべし

玉作部	鏡作部	鍛冶部	麻績部	倭文部	弓削部	矢作部
楯縫部	靴編部	織部	繩部	服部	染部	袴部
甲作部	柁削部	爪工部	石作部	西塗部	錦部	坏作部
苦編部	笠縫部	土師部	猪部	勾管作部	網部	鞍作部
猪名部	猪染部	漆部	韓鐵師部	新漢陶部	吳服部	

品部の地名となれるもの

山城

石作嘉野郡

錦部愛宕郡

甲作振喜郡

蟹幡相樂郡

大和

漆部宇陀郡

鏡作城下郡

服部山邊郡

河内

錦部錦部郡

弓削若江郡

錦部澁川郡

土師志紀郡

土師丹比郡

和泉

土師大島郡

攝津

服部島上郡

伊賀

服部阿拜郡

伊勢

服部菴藝郡

尾張

菫部中島郡

吳部壹志郡

麻績多藝郡

石作中島郡

石作山田郡

主惠山田郡

三河

赤孫寶郷

飲郡 赤引 絲地名因起

服部八名郡

駿河

玉造駿河郡

伊豆

鏡作田方郡

相模 オホヘトリ
大服大住郡

下總

玉作匝磯郡

常陸

倭文久慈郡

近江

錦部滋賀郡

美濃

服織安八郡

信濃

麻績伊那郡

麻績海上郡

玉作埔生郡

玉作八音郡

服部野洲郡

錦部野洲郡

錦部淺井郡

主藤山田郡
鞆高島郡

麻績更級郡

錦服筑摩郡

麻績更級郡

上野

土師那波郡

下野

土師梁田郡

陸奥

玉造標葉郡

越前

服部今立郡

丹波

漆部染桑田郡

漁部諸鹿郡

因幡

委文那波郡

麻績都賀郡

麻績伊具郡

弓削桑田郡

委文都賀郡

玉造玉造郡

横作桑田郡

横恐楯郡

土師天田郡

服部八上郡

土師八上郡

土師智頭郡

委文高草郡

伯耆

楯縫楯原立

出雲

楯縫能義郡

楯縫楯縫郡

播磨

石作栗郡

美作

綾部青東郡

倭文久米郡

錦織久米郡

弓削久米郡

備前

土師邑久郡

須惠邑久郡

服部赤坂郡

備中

服部賀夜郡

備後

服織葦田郡

鞆張三谿郡

淡路

倭文三原郡

阿波

吳島麻殖也

土師名四郡

土佐

玉造香美郡

筑前

土師夜須郡

筑後

土師山本郡	弓削御井郡
豊前	
綾幡 <small>綾機</small> 郡	
肥後	
麻部益城郡	

第四章 外國傳來の工藝

韓半島并に支那大陸との交通は、既に太古の時、素盞鳴尊、稻飯命の往來に始まるも、我邦の工藝に影響を及ぼしたるは、神功皇后征韓以來のことなりとす、神功皇后の韓土を征服し給ひしより、韓土に流寓せし支那の貴族が、皇后の御成徳を仰きて續々我邦に歸化せしもの、やがて直接に我邦の工藝を改良進歩せしめたる原因となれり、これらの人々は、皇后の御子應神天皇の御代に至り、あまたの黨類を率ゐて我邦に歸化せり、其主なるものは、秦始皇帝三世孝武王の後裔なる秦公祖弓月君、後

漢孝靈帝四代の孫倭漢直祖阿知使主其子都加使主等にて、弓月君の黨類中には養蠶に精しきものあり、阿知使主の黨類中には機業に精しきものありて、我工藝界に少からざる利益を與へしが、天皇なほこれをもて足れりとし給はず、阿知使主父子を吳に遣し織物の名手を召し、吳織漢織の法を傳へしめらる、吳をクレと稱し漢をアヤと稱するは、皆三韓の方言ならむ、綾織の如きはこの歸化の漢工が織りいだし、よりあやとは名づけけるとぞ、これより我邦の織物一變す、またこの御代に新羅より工匠を献じ、船舶家屋の建築法も一變するにいたれり、この工匠は攝津國猪名におき給ひしをもて、世に猪名部と呼べり、猪名或は爲奈は同國河邊郡にあり。雄略天皇に至りては、ことに御心を工藝に注かせ給ひしかば、まづ使を百濟に遣し、新漢陶部高貴、鞍部賢貴、書部固斯羅加、錦部定安那等を召し、上桃原下桃原、真神原の三所におきて、製造に従事せしめ給ひしは、摸範工場ともいふべきか、桃原のあとには河内國錦部郡錦部郷にて、同地の近傍に錦部連の祖神を祀れる錦部神社あるなど思ひ合すべし、又真神原のあとには、大和國高市郡賀美郷にありて、神名備山に近きあたりなりといふ、又天皇自狹村主青、檜隈民使博徳等を吳に遣して、吳織漢織の名手

及衣縫兄媛弟媛を召されしが、これらの人々の子孫は大和伊勢にうつりて繁殖し、飛鳥衣縫部伊勢衣縫部の祖となれり、この他養蠶を奨励し、贊土師部を定め給ふなど、尋常のことにはあらざりき、ことに上下桃原眞神原の三工場は、我工藝界に一條の光明を與へたる燈臺ともいふべき所にて、これより織物、陶器、繪畫の如き必要の工藝、次第く起り來れり、因斯羅加の子孫が、倭畫師、河内畫師となりて、工藝品の文様を司り、我邦のいと淡泊なりし工藝品をして、趣味多きものとなしたるが如き功勞も亦おもふべきなり、當時の繪畫は後世の如き人物花卉などを悉くものにあらざりて、専ら文様を悉くに過ぎざりし時代なれば、ことにかくいふのみ、凡我邦工藝の基礎は、應神、雄略二代の天皇に至りて定れりといふべし、この二代の天皇に對して、深く御威徳を謝し奉ると同時に、秦漢内附の民、并に韓土來朝の民が、我邦の工藝界に貢獻せし功勞も亦忘るべからざることにこそ。

第五章 この時期に於ける商業

太古火遠理命が、物々交易の道を始め給ひしより、人皇十三四代までは、なほこの區

域を脱すること能はざりき、然るに、崇神、垂仁の兩朝より、漸く韓半島との交通多くなりて、國運伸張の時機に向ひしが、果して數代の後、神功皇后の征韓ありて、韓半島悉く我有に歸せしかば、韓土はいふまでもなく、支那の文物、技藝を輸入することとなりて、我國運益す伸張せり、されば應神の朝に至り、都を大和の輕に移し給ふと同時に、始めて商業上の市をたて給ひき、この輕市のあとは、高市郡巨勢郷にありて、大輕村といひしものなりとぞ、市なる語は、元來五十路の意味にて、商業をなす場所に限らざりしに、これより専ら商業をなすより、つひに商業上に用ゐる場所の名となりぬ、この市もやはり物々交易なりしにはちがひなけれども、一所にあまたの貨物を集めて交易することゆゑ、この以前の如く交換すべき對手を求めありしが如き不便なく、容易に交換し得らるゝ様になりしは、偏に應神天皇の賜なり、この市は弓月君、阿知使主等の黨類によりて、支那の市を傳へたるものにはあらざるか、よく考ふべし。

應神の朝より九代を経て、顯宗の朝に至り、始めて錢貨を用ゐしことみゆ、我邦において錢貨の原料とすべき金銀銅の發見なき時代にて、且鑄造の事歴史上ふつにみ

えされば、或は支那あたりの錢貨を輸入して用ゐしにや、その後欽明の朝に、一行商人なる秦^{ヘイ}太津父^{オホツチ}をあけて大藏省^{ツカサ}を授け、又舒明の朝に、上毛野宗麿^{カミヅノノミヤノ}に商長^{アキナガ}の姓を授け給ひて、全國の商人を支配せしめ給ひしが如き、物々交易より漸々眞の商業に進み商人^{アキヒト}のいで來れる有様をさとりべし、この上毛野宗麿の子孫も、他の官職の如く世襲して商人を支配せしが、孝徳の朝に至り、大化改新によりて廢せられ、他の人民の如く、商人も同じく國司の支配を受くることゝなれり、その後文武天皇の大寶令を制定して發布し給ふや、商業に關することはすべて關市令、朝令等の部において定められき、これ實に我邦商法の淵源なり。

またこの天皇が藤原の都に東西二市を置き給ひしより例となりて、寧樂朝に至りても、なほ東西二市をおかる、地方はなほさら市の制度にて商業せしかば、交通の便ある土地には、大抵市をたて、賣買せり、市は獨商業をなすのみならず、歌垣、其他沒官の物、并に刑人を曝す等のことをもなされき、これ市は人の多く群集するがゆゑなるべし。

第二編 佛教傳來より寧樂朝の末まで

第六章 寧樂朝の美術工藝

我邦固有の風俗は、質朴にして清潔を好みしに、應神天皇の朝以來、韓土の交通頻繁になりて、漸くこの風俗を變じ、やゝ華美に傾きつゝありし際、欽明天皇の朝佛法を百濟より傳へ、全く固有の風俗を一變し、只管美麗にして、精巧のものを好むことゝなりぬ。そは推古天皇の朝より寧樂朝にかけて、歴代の天皇、いたく佛法を崇信し給ひしかば、伽藍の建築續々起り、まづ建築の如き外部より變遷を來たし、漸々内部に用ゐる裝飾品に變遷を及せり。ことに聖武天皇の如きは、東大寺を總國分寺となし、全國中國衙廳と共に國分寺を建立せしめ給ひしかば、これより佛教一層勢力を得て、諸國に普及せり。今日東大寺の正倉院に保存し給へるものについて、其一斑を窺ひしるべし、正倉院の御物は聖武天皇が天平勝寶八歲五月二日崩御あらせられたる七々の御忌辰にあたる六月廿一日、孝謙天皇、光明皇后より、東大寺の盧

舍那佛に先帝の冥福を祈るため納め給ひし所のものになんありける。かくの如き貴重の御寶なれば、朝廷においても東大寺に其開閉を任し給はず、勅使をもてこれを開閉せしめ給ふことにて其御取扱いと嚴なりき。されば平重衡、松永久秀等が兵火にも免れて現存せしは、喜はしきことなり。この御物は、今より大むね千四百年前のものに係れり、かくの如き貴重の工藝品を一所にあつめてみるが如きことは、外國に其例あるをきかず、獨我邦の工藝史に利益を與ふるのみならず、支那、朝鮮の工藝史、もしくは文明史に利益を與ふること少からざるべし。

彫刻、美術の如きは、佛像をつくる爲、推古以來天平にわたりて、鞍作鳥、稽文會、稽主動の如き名工いで、發達せしが、工藝品についても、織物の如き染物の如き、非常に發達し、織物には韓錦、綾織の類あり、染物には纈纈、夾纈、龍纈の類ありて、其精巧なること唐のものと同らざりき。刺繡も一般の衣服に用ゐるまでには至らざりしが、佛像、佛畫の刺繡は、早くも木佛の法と共に傳りて、往々巨大の作あり、其技術の熟練のほどを想像すべし。鑄金、木工の類も、大にみるべきものありき、鑄金は木佛の法と共に傳りて盛なりしが、木工も亦木畫即嵌木の細工を巧になしたるもの、如きは、

到底今人の企て及ばざる所なり、髻飾もこゝにいたりて大に發達し、密陀、螺鈿を應用せしが、つひに末金鏤即蒔繪を發明せり。又玻璃の工もますます發達し、種々の色玻璃を製造せしが、これまたつひに玻璃釉をもて、今日の所謂七寶を發明するにいたりぬ。すべて繪畫の進歩につれて、裝飾術著く發達し、工藝品に少からざる利益を與へき、ことに鼈甲、玉蟲の羽、鴨毛の類を用ゐて、華文を顯すものさへいできぬ。これを要するに、欽明天皇以來、漸々佛法の興隆につれて、年々支那、朝鮮より新意匠の工藝品輸入し、我邦固有の工藝品を一變して、こゝに至らしめしものか。

第七章 この時代に於ける商業

佛教傳來の關係よりして、つひに推古天皇の朝、小野妹子を隋に遣して、交通を求め給ひしが、まもなく隋亡びしかば、舒明天皇の朝、犬上御田稻を唐に遣されき、これ遣唐使の始にして、これより遣唐使のゆくごとくに、留學生、學問僧をも遣されしかば、唐代における文學制度の類より、宗教のことまでも傳へ來りて、大革新の時機に達せし折から、孝德天皇の朝にいたり、中大兄皇子の如き賢明の皇太子おはしまして、天

皇を助け給ひしかば、つひに唐の制度を用ゐて、大化改新の如き大革命を断行し給へり。この時全國の商人を支配せし商長も、他の官職を世襲せしものと一様に、商業のことも國司にて支配することゝなれり。されは従ひて各地における市も、國司にて支配せしものとあもはる。文武天皇の朝、大寶元年律令を發布し給ふや、關市令において、商業に關する法律を規定し給へり、これ實に我邦商法の濫觴なり。關市令は都の東西市、其他の商業に關する法律にして、各地の市もこれに准じて支配せしなるべし、都の東西市司は、左右京職に屬し、兩市ともに市正をおき、其下に佐令史、價長、物部、使部、直丁等をおかる、こなたの東西市司は、唐の諸市署にして、東西二市をおかるゝことも、唐の都に東西南の三市をおきし例にならひ給ひしものか、中南市を省きまた開元十年四市を省けり、又こなたにては外蕃との互市に關し、別に官をおかず、治部省の立蕃寮にて司りしが、唐は諸互市監をおきて、諸蕃との交易に關する事を司らしめたり。

大寶令と唐の六典との對照

大寶令關市令

凡市恒以午時集、日入前擊鼓三度散、每度各九下、
 凡市每肆立標題行名、市司准貨物時價爲三等、十日爲一簿、在市案記、季別各申本司、
 凡官與私交關、以物爲價者、准中沽價、即懸評、贖物者亦如此、
 凡官私權衡度量、每年二月、請大藏省平校、不在京者、請所在國司平校、然後聽用、
 凡用稱者、皆懸於格、用解者、皆以概、粉麵則稱之、

唐六典太府寺兩京都市署

京都諸市令、掌百族交易之事、丞爲之貳、凡建棟立候、陳肆辨物、以二物平市、謂以格以概、以三買均市、精爲上買、次爲中買、粗爲下買、凡與官交易、及懸平贖物、並用中買、其造弓矢、長刀、官爲立樣、仍題工人姓名、然後懸鬻之、諸器物亦如之、以僞濫之物、交易者沒官、短狹不中量者還主、凡賣買奴婢牛馬、用本司本部公驗、以立券、
 凡賣買不和而權固、權謂專、固謂其、及更出開閉、其限一價、若參市而規、自入者、並禁之、

凡賣奴婢皆經本部官司取保證立券付價其馬牛唯責保證立私券

凡出賣者勿爲行濫其橫刀槍鞍漆器之屬者各令題鑿造者姓名

凡在市與販男女別座

凡以行濫之物交易者沒官短狹不如法者還主

凡除官市買者皆就市交易不得坐召物主乖違時價不論官私交付其價不得懸違

凡弓箭兵器並不得與諸蕃市易其東邊北邊不得置鐵冶

凡蕃客初入關日所有一物以上關司

凡市以日午擊鼓三百聲而衆以會日入前七刻擊鉦三百聲而衆以散

唐六典互市監

諸互市監各掌諸蕃交易之事丞爲之武凡互市所得馬馳驢牛等各別其色具齒歲膚第以言于所隸州府大僕差官吏相與受領印記上馬送京師餘量其衆寡並遣使送之任其在路放牧焉每馬十疋牛十頭駝騾驢六頭羊七十口各給一牧人其營州管內蕃馬出貨選其少壯者官爲市之

共當客官人具錄申所司入一關以後更不須檢若無關處初經國司亦准此凡官司未交易之前不得私共諸蕃交易爲人糾獲者二分其物一分賞糾人一分沒官若官司於其所部捉獲者皆沒官凡禁物不得將出境若蕃客入朝別勅賜者聽將出境

大寶令は、全く唐の六典を母法としてとりたるものなることは、右に掲げし對照表についてもしらるゝことなるが、まゝ我邦の習慣をも參酌せられしあとみゆ。又互市に至りては、國情の異なることゝて、大に差あるをみるべし、かの太宰少貳小野老朝臣が、青丹吉寧樂乃京師者咲花乃薰如今盛有とらたひし如き、寧樂の京にいたりては、東西市の制も一層備りて盛になりしかば、從ひて萬葉集の歌詞の中にも、往々

市のこと又は商業のことをよみたるもの多くいて來れり、當時の歌は、今日の如く題を設けてよむものにあらず、折にふれてよみいづるものゆゑ、其眞實の事たりしや明かなり。

第三編 平安奠都より平氏の滅亡まで

第八章 貴族的の工藝 地方の殖産工藝

桓武天皇より一條天皇のころまで、凡二百三十年の間、天下太平にして無事なりしかば、藤原氏の如き帝室と外戚の親ありし貴族は、獨政權を私せしのみならず、莊園を開きて、不輸租の土地を領し、一門いづれも富榮に誇りしかば、他の貴族もこれにならひて、ますます奢侈を極めき。されば京師の工藝は、著く發達して、藤原氏式と稱する一時期をいませり。寧樂朝において發明せられし蒔繪の如きも、貴族が意に適し、種々の調度に用ゐられて、精巧のものとなりぬ。螺鈿も蒔繪と共に愛せられ、漆器に嵌入する外、衣服にまでも用ゐらるゝことゝなりしかば、貝摺とて專業にするものいできたれり。織物も錦、綾、羅の類頗る發達せしが、又色目の式とて、貴族が色目の衣服をかさねて用ゐしより、従ひて染物にも影響し、種々の染法いづ、江戸の八代將軍吉宗が著し、式内染鑑についてみば、其大概は察し得らるべし。紙の

類も紙屋川の紙屋院の抄造は、わけて精巧なりしかば、種々の色紙をいだし、貴族の需要に應じたり。これら工藝品の外、貴族らが富榮を誇るため、氏寺をたつること流行し、延いて佛像の必要起り、つひに一條天皇の朝僧康尙いづ、其子定朝名匠にして、貴族の爲に多くの佛像をつくり、其賞として綱位をうく、其子孫佛師となり、世襲して其業を傳へ、鎌倉の初にいたりて、隆盛を極めき。これを要するに、藤原氏時代の工藝は、もはや隋唐を遠かり、純粹なる日本式にして、その意匠大むね優美なりき。かの葦手、水手、歌繪などいふもの、工藝品に用ゐられしにてもしらる、これ純粹なる日本式なればなり。

地方も太平のながくつゞきたる爲、種々の工藝品より農産物、水産物の類發達せり、そは調庸にたてまつりしものについてみるも、其一斑は明にしらる、また一方よりみれば、忠實なる我國民は、この調庸もしくは別貢物として、年々たてまつるものについて、特別に力をいれて製造し、それがために發達したることもありしなるべし。この章の末に延喜式より抄出せし、調庸の略表をみて、其一斑をしるべし。この調庸の制も、天慶の亂後、漸々頽れきたりて、つひに地方の特種なる物産をして混亂せしめき、こゝにおいて地方の物産著く衰へたり。

この法唐の六典によりたるものにて

現に大化改新の令にみゆ

調庸租	田有租
身有庸夫役也	
戸有調家役也	

諸國調庸物略表

輸	調	輸	庸
伊賀國 白葉綾、二葉綾、絹、椽絲、練絲、絲 自餘輸、絲、布	伊賀國 白木、韓櫃、白餘輸、米	伊賀國 白木、韓櫃、白餘輸、米	
志摩國 御取、鮑、雜魚、堅魚、熱海鼠、雜魚、楚割、雜魚、鮑、雜魚、雜魚、漬鹽、雜魚、魚、紫菜、海松、鹿角菜、海藻、海藻、根、小、凝菜、角、侯、菜、於、期、菜、海、藻	志摩國 鮑、堅魚、鯛、楚割	志摩國 鮑、堅魚、鯛、楚割	
常陸國 緋、綿、文、白、餘、輸、布、長、幡、部、綿、文、白、餘、輸、布、長、幡	常陸國 布	常陸國 布	
近江國 二色、綾、九、點、羅、白、絹、綠、帛、帛、柳、宮、缶、酒、壺、燼、水、椀、大、宮、坏、宮、坏、深、坏、麻、笥、盤、自、餘、輸、絹	近江國 韓櫃、自餘輸、米	近江國 韓櫃、自餘輸、米	

上野國 緋帛、紺帛、黃帛、椽帛、繩、紺布、縹布、黃布、襪帛、緋革、白餘輸、布、縹 越後國 白絹、絹、布、鮭 長門國 綿、絲、雜、鮫、銅、鉛、 土佐國 緋帛、縹帛、堅魚、白餘輸、絹 對馬島 銀 薩摩國 監白餘輸、綿布、 この餘略す	上野國 布 越後國 白木、韓、樞、白餘輸、狹布、鮭、 長門國 綿、米 土佐國 白木、韓、樞、白餘輸、綿米、 薩摩國 綿紙、席 この餘略す
--	---

第九章 この時代に於ける商業

平安朝に至りても、商業はなほ市によりて營まれき、されは、各地において種々の市をたてしが、ことに京師の東西市は、桓武天皇の延暦遷都以來始まりたるものにて、大畧大寶令の市制によりて定め給ひしかど、只異なる點は、東西市とも毎月十五日づつ開きしこと、其塵數を定められしことのみ、委しくいへは、東市は五十一塵に

て、一日より十五日まで開き、西市は三十三塵にて、十六より三十日まで開くことになり、さて又或品に限り、兩市共に通賣せしめられしも、其他は通賣することを禁せられき、

東西市對照表

東市 五十一塵 東繩塵 絲塵 幘頭塵 縫衣塵 紵塵 苧塵 櫛塵 沓塵	西市 三十三塵 絹塵 絲塵 紗塵 幘頭塵 裙塵 紵塵 麻 櫛塵	羅塵 錦塵 巾子塵 帶塵 布塵 木綿塵 針塵 菲塵	飾綾塵 綿塵 橡帛塵 縫衣塵 帶幡塵 調布塵 續麻 針塵
--	---	--	---

日本殖産史 第三編 平安夏都より平氏の滅亡まで 第九章 この時代に於ける商業 三七

筆塵	墨塵
丹塵	珠塵
玉塵	藥塵
太刀塵	弓塵
箭塵	兵具塵
香塵	鞍橋塵
鞍褥塵	襦塵
鍙塵	降泥塵
漆塵	鐵并金器塵
染草塵	油塵
木器塵	米塵
醬塵	鹽塵
心太塵	索餅塵
	海藻塵

菲塵	雜染塵
簞笠塵	染草塵
土器塵	油塵
米塵	鹽塵
米醬塵	索餅塵
糖塵	心太塵
海藻塵	菜子塵
干魚塵	生魚塵
牛塵	

菓子塵	蒜塵
干魚塵	馬塵
生魚塵	海菜塵
麥塵	

この他京師は裨販ありて食物類をうりあるきしといふ、裨販は男女通してよぶ名にて、提賣の義なり、後には女にて多くうることになりしより、女のみをやうにきこゆることゝなれり、さてまた地方の市の發達せしことは、毎日開く所のものゝ外その種類の増加せしにてもしらる、即市日をきめて開きしもの、二日市、三日市、四日市、五日市、八日市、十日市などの類より、商品をきめて開きしもの、桑市、絹市などの類、後世地名となりて残れるにても、其大概をささるべし、

かくの如く、市は發達せしかど、なほ地方の物産が増加するに及びては、到底市にのみよりて、販賣することのかたきより、つびに邸家といふもの起れり、邸家は津屋にて、百貨の集り來る海邊の地において起れるより、かくは呼びなすとぞ、この津屋は

問屋の濫觴にして、地方の荷主より貨物を預り、需要の人を待ちてうり、荷主より口錢をとることの營業なり、とにかくかくの如き商業機關を設くるに至りしは、一大進歩といふべし。

第四編 鎌倉幕府の創立より桃山

時代の末まで

第十章 武家の勃興によりて發達せし工藝

源頼朝の幕府を鎌倉に開くや、平氏滅亡の轍に鑿み、華奢惰弱を戒め、勉めて武辨の氣風を養ひしかば、武士は質素儉約をこととし、其遊技も笠懸、流鏑馬、犬追物の如き類とはなりぬ、こゝにおいて刀劍甲冑の如き武家用の工藝品進歩し來れり、鎌倉の滅亡以來、まもなく東北の亂興り、久しく戦争やまず、南北合一の後とても、室町將軍の號令、全國に行はれず、年々戦争ありしかば、武器の需要は、鎌倉時代に異らざりき、豊太閤のいづるや、一層心をそゝきて、武器の製作を保護せられしかば、種々の名工いで、盛なりき、

刀劍は文武天皇の朝天國のいでしより平安朝に至り、伯耆の安綱、真守父子を初め、三條宗近、備前の三平高平、助平の如き良工輩出せしが、鎌倉時代に至りては、後鳥羽天

皇の如き、刀劍の鍛鍊を好ませ給ふ帝もいてまし、かば、宮中の番鍛冶、いづれも名工となりて、天下に名を揚げぬ、ことに一文字則宗及大文字助宗の如き其魁なるものなり、又記憶すべきは、京師に藤四郎吉光いて、鎌倉に岡崎正宗いでしことなりとす、この二人は、日本刀の鍛鍊精妙を極めし名匠なり、豊太閤がかつて徳川家康を招きて、庫中の寶器を示し、に、吉光の刀第一に居りぬと、天下の珍寶を集めたる豊太閤の寶器中にて、かくの如く貴はれしにても、當時いかばかり、世に珍重せられしかをしるべし、吉光につぎて正宗の作も亦武士に珍重せられき、織田豊臣二氏の諸將は、正宗及其門人郷義弘の作を愛し、石田三成の如きは、國廣を澤山によび下して、正宗の刀を作らしめ、諸大名へ贈答の用に供せしとぞ、この國廣は、元日向飢肥の伊東家に仕へし刀工なりしを、豊太閤が征薩のとき、京師へつれかへりて、埋忠明壽の門人にせられしといふ、國廣につぎて橋本忠吉いづ、これも明壽の門に入れり、この二人の作は、新刀中の名作にて、本阿彌光悅が、國廣、忠吉の作は、數百年の後は、今日人の珍重する古刀の名作と異らざるにいたらんといひしも、理ぞかし、これらの名匠が輩出せしも、全く豊太閤の保護によれり、

甲冑の製も源平時代、既に精巧のものありしが、つひに鎌倉時代にいたり、久壽、文治のころ、増田出雲守紀宗介いづ、この人の甲冑をつくるや、其鍛鐵の技術精巧にして、たとふるにも、ものなし、こゝにおいて、近衛天皇より明珍の號を賜ひき、初め出雲よりいで、京師に住せしが、後鎌倉に移りて、多くの甲冑をつくれり、これを明珍家の祖とす、其子宗清以下、其業を子孫に傳ふ、後世宗介より宗安までを十代の作と稱して、ことに珍重す、宗安が足利義滿の、甲冑をつくりし以來、其子孫より名工いで、諸將に愛せられしが、其中にも、ことに名を揚げしは、左近衛將監信家なり、この人名匠にして、名譽の作いと多し、その子孫並に門人の家さかえて、徳川氏時代に及べり、裝劍具の彫刻も、足利義政の近侍後藤四郎兵衛正奥によりて、精巧優美のものいづ、正奥後薙髮して祐乗と號す、これ後藤家十六代の基を開きたる祖なり、後世稻葉通龍、正奥が彫刻の光景を評して、未央の柳風になひき、太液の芙蓉露にうるほふが、こごとく、品高く趣風流に、翫ふ人をして心を溫和ならしむといひしぞ、よくあたれる、まことにこの工の聖といふべし、其子宗乘、孫乘真、いづれも父祖の業を守りて、家風をおとさず、以上の三人を上三代と稱して、珍重す、されども、乘真の子光乘、いづるに及

びて、後藤家三代の彫刻を大成し一機軸をいだせり、其子徳乗も名匠にして豊太閤に仕へ、装剣具の彫刻の傍、大判、小判の如き貨幣を鑄造せしとぞ、

明珍系圖

○宗介 明珍家ノ祖 久壽 文治間	増田出雲守 京都九條相州鎌倉	宗清 刑部大夫 建久、正治間	相州鎌倉
宗行 兵部大夫 元久、寛喜間	京都一條堀川	宗益 兵衛尉 承久、天福間	相州片山
宗重 左京大夫 寶治、建長間	相州小田原	宗忠 新大夫 弘安	濃州佐野
宗繩 左近大夫 徳治	京都九條	宗光 兵部大夫 元享、建武間	京都九條
宗政 左近大夫 建武	京都一條堀川	宗安 兵衛佐 嘉慶	京都一條堀川
義弘 左京大夫 明徳	京都一條堀川	義紀 左兵衛尉 應永	京都一條堀川
義則 五郎大夫 正長	京都一條堀川	義長 六郎大夫 寶徳	京都一條堀川
義有 新次郎 文明	相州鎌倉	高義 式部大夫 寶徳	京都一條堀川
		義保 三郎大夫 延徳	常州府中、相州小田原

義通 左近 京都一條堀川、常州府中
大永、享祿間

信家 左近將監 上州白井、甲州府中
永正、天文間

貞家 又八郎 相州小田原
天文

宗家 久太郎 江州安土
天正

宗信 大隅守 攝州大坂、武州江戸
元和

(以下略す)

後藤家系圖

○祐乘 實名正奥 稱二四郎兵衛一 永正九年五月七日没七十九歳	瑞之法印
宗乘 實名武光 稱二四郎兵衛一 永祿七年八月六日没七十八歳	法眼
乗真 實名吉久 稱二四郎兵衛一 永祿五年三月六日於三江州坂本一戰死五十一歳	
光乘 實名光家 稱二四郎兵衛一 元和六年三月十四日没九十二歳	
徳乘 實名光次 稱二四郎兵衛一 寛永八年十月十三日没八十二歳一云八十四歳	
榮乘 實名正光 稱二四郎兵衛一 元和三年四月四日没四十一歳	

(以下略す)

第十一章 點茶の流行によりて發達せし工藝

寧樂朝のころより、茶をのむことものみえしも、まれくにするこゝにて、一般になすことにあらざりしが、後醍醐天皇のころほひより、茶の會といふこと世にひろがりて、四種十服茶の品さだめして、七十服茶、百服茶などいふことさへ聞え初めたり、さて其會のやうは先づ茶亭を營み、築山、立石、木立、遣水何くれとなく、風流めきたる庭を作り、亭の中には唐大和の名畫を掛け、古き器物を種々飾りて弄ひしとぞ、されば茶亭を營み茶を進むることは、はやこのころより始まりしものならん、足利義政の東山に東求堂を建つるや、真藝、真相等の同朋を集め、茶を喫して書畫古器物を愛翫す、又屢南都稱名寺の僧珠光を召して茶會を催し、くさくさの掟を定め、つひに後世の茶式とはなりぬ、これよりこの法を武野紹鷗に傳へ、紹鷗より千宗易休に傳ふ、千本の道悅一箇の眞壺、茶を米四十石取の田地にかへて茶湯をなし、三好實休が愛せし三日月と名づけたる眞壺は、後六片に破れたるも三好老衆三千貫に太子屋に質入せりといふ、かくの如く一般に點茶の流行せしかば、路傍に一服一錢の茶店

を出すにいたる、ことに織田豊臣の二氏、大に茶式を好み、其諸將も亦茶を好みしかば、軍功を賞するに茶器を以てするに至れり、當時葡萄牙の宣教師日本人の茶器に千金を抛ちて惜まざるをみて、我等の金剛石を愛するよりも甚しといへりき、豊臣氏の如きはことに茶を嗜み、軍中利休を伴ひて茶を點せしめしといふ、天正十五年北野の松原において、大茶之湯と稱し、實に盛大なる茶會を催されたり、

- 一 北野の於森、十月朔日より十日の間、天氣次第大茶湯被成御沙汰に付而、御名物共、不殘被相揃、數寄執心之者に可被爲見御ため、御催被成候事、
- 一 茶湯執心において、また若黨町人百姓以下によらず、釜一つるべ一呑物を
- 一 茶なきものはこがしにても不苦候間、提來可仕候事、
- 一 座舖之儀は、松原にて候間疊二疊、但作者はとち付にてもいなはきにても苦かる間敷事、着所之義は次第不同たるべし、
- 一 日本之儀は不及申、數寄心懸有之ものは、唐國の者までも可能出候事、
- 一 遠國之者まで爲可令見、十月朔日まで日限御廷被成候事、
- 一 如斯被仰出は、作者不便に思召之義候所に、今度不能出者は向後においてこ

かしをもたて候事無用との御意見事候、不能出者之所に參候者も同前たるべき事、

一 佗者においては、誰々遠國之者に、よらず、御手前にて御茶可被下旨被仰出候事、

右以上

北野の大茶之湯以來、茶事一層盛に流行し、殆と交際上缺くべからざるものとなれり、中にも細川忠興、古田重能、金森長重、織田長益等は千宗易上足の弟子にて、和尚をもて目せられしとぞ、和尚とは當時點茶の師範たるべき人を呼ぶ稱なり、こゝにおいて、天下の工藝品は、大抵茶器となり、茶人の意匠をうけて始めて世にもてはやさる。例へは紹鷗様、利休様、織部好重古田宗和好、宗和好金森和などいふ類にて、罐子の鑄造、京師の漆器、瀬戸、信樂、備前あたりの陶器、これが爲に發達し、一生面を開けり、されとも、これを要するに、茶人の意匠は、大むね雅致を貴ひ、風流を旨とせしものにて、精緻優美のもの少し、

第十二章 歐洲人の渡來によりて發達せし工藝

足利氏の中世に至り、歐羅巴洲の葡萄牙人が、印度洋の航路を發見せし以來、歐洲人續々東洋に來りて貿易をなし、世界の氣勢を一變せしめしが、つひに葡萄牙人は、天文十二年千五百四十四年 我邦に來りて貿易をなす端を開けり、其後同じき十八年千五百四十九年 西班牙人も亦我邦に來れり、これよりこの二國人、九州に來りて貿易をなすとはなれり、こゝにおいて、九州の諸大名おの／＼港灣を開きてこの遠來の客を迎へ、目なれざる珍物に接し、其價の高下を問ふにいとまなきありさまなりき、中にも松浦家の平戸は、明人王直五峰、船主等が商館をおきし所にて、良港なりしかば、葡萄牙の商人多くこゝに集りて、一時般販を極めたり、されば他の大名いづれも其盛況を羨みしが、松浦家と境を接する大村家は、ついに松浦家と競争をなすことに決し、横瀬、福田などを開かれしかど、二港とも碇泊によろしからざりしより、最後に長崎を開きて大に葡西二國人の歡心を得、平戸と貿易を二分することゝなれり、こゝに於て、從來の外國貿易港たりし博多、坊津の二港ます／＼衰へ、外國貿易は平戸、長崎の二港

に集れり、葡西二國人が當時我邦へ齎らしたる貨物は、歐洲本國のものもありつら
めど、多くは印度諸島の産物にて、直接間接に我が邦の工藝に利益を與へたること
少からず、中にも織物陶器革の如きは、其利益をうけしことはいと多き方なりき、
當時我邦へ輸入せし工藝品の名詞が種々轉訛して我邦に傳はれるにても知らる

天鵝絨

Velludo

緞珍

Selimの轉訛

榜葛刺縞又榜葛刺革

Bengalの轉訛ベンガラ縞は木綿縞なり

聖多默縞又聖多默革

San Thomasより來る故にこの名あり

更紗

Saraca

羅紗

Raxa

羅背板

Raxeta

莫大小

Meias

莫臥爾革又單にモウルと稱する銅器この外

Mogulの轉訛

金モウル銀モウル風通モウル等の織物あり

應帝亞革

Indiaの轉訛

亞媽革

Amacay

硝子

Vidro

合羽

Capa

鈕釦

Botao

第十三章 豊公の獎勵によりて發達せし工藝

豊臣秀吉公は、織田右府の遺傳をうけ、ことの外點茶を好み、又美術工藝品を愛せら
れしかば、つひに書院造の家屋に、繪畫彫刻を應用して、桃山式の一派を開かれしが、
唯これら外部の裝飾のみに止まらず、武器、茶器の類より、日用調度の類に至るまで、
大むね自己の意匠を工人に授けてつくらしめられき、かの工藝家が無上の名譽と
する天下一の號の如きも、豊公ことに意を注ぎて選ばれしかば、工藝家いづれも其
徳に服して、益す技術を鍊磨せり、かつて筑紫の陣中にありて、征韓軍を指揮せし時
すら意匠を圖にかきてはる、京師へ送り、種々の品を製造せしめられき、されば

日本殖産史

第四編

鎌倉幕府の創立より
桃山時代の末まで

第十三章

豊公の獎勵によりて發達せし工藝 五一

京師伏見の間に天下の美術工藝家集りて、いと／＼盛なりき。狩野永徳、狩野山樂、海北友松等の繪畫、一條國廣の刀、後藤徳乗の金屬彫刻、是閑吉滿の假面、幸阿彌長清の蒔繪、樂吉左衛門の陶器、名越與次郎の鑪子、皆この時代にいてたり、かくの如く豊公の保護によりて發達せし美術工藝も、大阪落城の後、一は加賀の金澤に入り、一は江戸に入れり、されどもなほ京師には名工あまたとゞまりて、盛に美術工藝品をつくれり、これ徳川氏時代に至りても、美術工藝は江戸の上において海内の流行を制せし所以なり、

筑紫陣中にありて、硯宮のまさゑの意匠を、京師へ送られしもの

花のもと

一すゞりは唐人日本人に禮してゐる所

日本人はつゞき羽うちはもちて

ひげながくといはん

天下一工人

種	類	人	名
陶器師		樂吉左衛門常慶	
蒔繪師		法橋幸阿彌長清	
塗師		盛阿彌紹甫	
釜師		名越與次郎實久	
土風爐師		西村宗次郎	
鏡師		木瀬淨阿彌	
西打		是閑吉滿	
挽物師		左近	

第十四章 有用植物の傳來

茶は平安朝の初、入唐僧の將來せしものありて、うゑ付させ給ひしことものにみゆ

れども、一般に傳播せざりき、其後鎌倉時代に至り、後深草天皇建久二年、興福寺の僧榮西の宗より歸朝するや、茶子を將來して、筑紫の背^キ揮^フ山に植う、後上京して喫茶養生記をつくり、其効能を稱す、榮西遷化の後、春日社の祠官中臣祐春これを傳習し、春日野なる雪解の澤邊に植えて愛護せり、偶、梅尾の明惠上人、春日社に詣うて祐春の館に宿し、茶子を乞ひて梅尾寺邊に植ふしといふ、これ世に有名なる梅尾茶の始なり、この事後堀河天皇の叡聞に達し、上人自製の茶を献す、天皇大に賞翫し給ひて穂先茶の銘を賜ふ、將軍頼經も亦これを賞し、製茶の料として遠江國敷智郡中澤莊を與ふ、其後足利義滿、應永中大内家に命して、茶を宇治に植ふしむ、所謂森祝、宇文字、川下、奥山、朝日、琵琶の七園これなり、これより宇治茶、點茶の流行するにつれてもてはやさるゝことゝなれり、

木綿は既に桓武天皇の御宇傳來せしも、其後栽培の事たえしが、文祿年中ふたゝび印度より種子を傳來してうゆることゝなれり、貝原益軒か、木綿ナキ時ハ、貧士賤民皆麻布ヲカサネテ寒ヲフセク、近世木綿ノ種ヲタリテ、南北トモニ土地ニ宜シク、四民寒苦ヲマヌカル、誠ニ萬世ノ利群國ノ寶也、明王ハ金玉ヲイヤシミテ、五穀ヲ寶ト

スト古人イヘリ、木綿モ五穀ニ同シク寶トスベシ、金玉ニマサレリといはれし如く實に有用の植物にてこれより、諸國にうゑて織物の原料となせり、綿布は從來の麻布、苧爲布の類に比し、頗防寒に適せしをもて、其需要ますます盛になりて、各地より織りいたし、もなほいまた進歩せざりしかば、印度産の榜^{ベン}葛^カ利^リ縞^カ聖^{セン}多^タ默^{ダク}縞の類を用ゐるもの多かりき、

第十五章 この時代における商業

王朝時代に發達せし邸^テ家^カは、鎌倉時代に至り、問丸と稱し、交通の便なる土地には大抵設けられき、南北朝のころより室町時代に至りては、専ら問屋と稱し、一種の株式の如くなりて世襲するに至れり、

又鎌倉時代に至り商業に座をあきて商人の式數を定むるやうになれり、こは當時政治上の中心を占めたる鎌倉の市街へ、年々他より移住する商人多くなりたるが故なり、座は絹座、炭座、米座、檜物座、千朶積座、相物座、馬座の類にして、この七種をことに七座と稱して、玄惠法印の庭訓往來にも掲げたり、室町時代に至りては、各地の領

主のちのく所領地に座を置きて專賣を許し、かたく脇賣を禁したり、こゝにおいで各地の守護、神社、佛閣、いづれも商工業に座を置き、税金をとり專賣を許し、かば、これが爲往々物議を惹起することありき。座は米座、酒座、油座、茶座、魚座、鹽座、紙座、布座、小袖座、結桶座、摺曆座の類にして、其株を賣買讓與質入することを得たり。江戸時代に至りても、なほ座の遺風ありて、或一部分の商人に專賣を許したり、されども朱座、權座、柵座の類にして、其區域いかにも狭少なりき。

内地の商業は、王朝に至り邸家などいふ商業機關の起りしころより、漸々發達し來りしが、つひに鎌倉時代に至り、替錢カヒゼンといふこと始まれり。替錢は爲替の濫觴にして、宋より其法を得たりと思はる。支那にては飛錢と號し、唐代に始まり、宋に至りては、直便兌便などいひて盛に行はれしかば、入宋の商人其法を見て、我邦に傳へしものか、庭訓往來に湊々替錢とありて、これも邸家の如く、最初は海邊の船つきよろしき所より起りしものか、室町時代に至りては、カハセ、カハンなど稱し、廣く行はれしとぞ、さればひとり商人間のみならず、大名寺院よりも爲替をいだしことゝなりぬ、とにかくかくの如き金融機關備りて、大に商業の發達に利益を與へしこと明かなり。

鎌倉時代の初より近衛家の所領なる薩摩の坊津一名唐湊開けて、博多と共に宋貿易の土地となりて、彼我の往來も繁かりしに、文永五年蒙古の忽必烈との關係起り、殆ど十四年間にわたりしが、つひに弘安四年五月の入寇となり、幸にして十一万の兵を殺して忽必烈をして其膽を寒からしめしも、これより外國貿易は全く杜絶し、少からざる損害を蒙れり。弘安四年より康永元年まで六十二年間、或小數の商人と九州の一二豪族とが元に赴きて貿易せしも、まづ公然たる貿易はなかりしものとみるべし。さて六十二年めに至り、僧疎石夢窓の計畫にて、天龍寺船を出して貿易するこゝとなれり、されどもしばらくにして亡びしかば、足利義滿以來、明と勘合印貿易をなせり、これを要するに、弘安の役は彼内地の商業を萎靡せしめたるのみならず、外に貿易の上にも少からざる損害を與へたるものといふべし。

第五編 江戸幕府の創立より大政

奉還まで

第十六章 各藩産物の奨励保護

寛永以來、諸大名漸く徳川氏の權威に服し、おの／＼賢臣を擧げて治績を求めしかば、物産の奨励大ひに備りて勃興せり。備前の熊澤蕃山、土佐の野中の兼山の如き、藩主を輔けて藩政を司る傍ら、物産の事に力を盡せり。其後宮崎安貞、大藏永常、佐藤信淵、二宮尊徳の如き徒いて、農政經濟の根本を建て、農政の改良に少からざる利益を興へたり。又一方には支那の本草學を本として、物産の事を研究し、あらゆる物産に向ひて繁殖改良を圖る徒いてたり。これらの徒も亦この時代の物産の發達にとりては少からざる利益を興へしなるべし。

各大名の執政者も、つねに物産の發達に力を盡し、其重なる物産を奨励保護して、一大物産となし、これを藏物と稱し、大阪もしくは江戸に輸送して販賣する政策をと

れり。寛永鎖港以來、外國貿易は只長崎の一地において、支那和蘭に限られしかば、到底多數の物産に對しては大阪の如き中央市場において賣捌くか、然らざれば江戸の如き諸大名の集合する大都會において賣捌かざるを得ざりき。さはいへ多くは大阪に藏屋敷をおきて賣捌かしめたり。かゝる有様なるが故に、奥羽の諸大名も、多數の物産は大阪へ輸送して賣捌かしめしとぞ。江戸時代に至り、物産の奨励一般に行はれしは、享保に入代將軍吉宗いて、諸大名に勧誘せし以來のことにて、吉宗とともに意を民政の上に注がれしかば、まづ自ら吹上苑に、織殿染殿を建て、また甘蔗、甘藷、人參の類をうゑつけて、諸大名に分ちたるが如き、大に記憶すべきことぞかし。されば諸大名いづれも將軍家にならひて、自領の物産に對し奨励保護を行ひたり。其後は大むね文化文政年間にいたりて、著く備りたるものゝ如し。こは江戸幕府極盛の時代にして、寛政中賢相松平定信が將軍家齊を輔佐して、物産の奨励保護を諸大名に勧めし結果にして、各大名の國産役所が競うて物産の發達を圖りしも、この時なり。これを要するに、元和偃武以來殆ど三百年に近き太平を保ちしことゝて、工藝品の發達農業の進歩より、造林、牧蓄、開墾、疏水、備荒貯蓄などに至るまで、大むね一生

面を開けり、

第十七章 各藩藏物の中央市場

諸大名の米穀を大阪へ輸送して販賣せしことは、既に豊臣氏の時よりぼつ／＼ありしが、徳川氏に至り、漸々増加して、つひに諸大名の物産は、米穀のみならず多額の物産は大むね大阪へ輸送して販賣することゝなれり、大阪は日本全國いづれの海岸よりするも便利なる土地にして、且徳川氏直轄の地なる故、中央市場として諸大名の物産を賣捌くには、好都合の土地なりき、ことに富豪家多き土地なるをもて、物産の販賣を取扱はしめ、平生の金融をつくるにも至極好都合なればなり、かくの如く年々自領の物産を輸送することなるを以て、大阪の船つきよろしき中島堂島土佐堀あたりに屋敷をおき倉庫を設くこれを藏屋敷と云ふ、されども公然藩有の第邸と稱せず、表面上商人の所有せる宅を借りて、其市人の名義を大阪町奉行所に届け、何藩藏屋敷と稱し、諸役銀をも上納せしとぞ、蓋し幕府の制として、諸大名いづれも、屋敷を大阪に所有することを許さるゝによれり、さて其

商人を名代といひき、只松山藩津藩は幕府より屋敷を附與せられしをもて公然たる所、有者なりきこの他紀州藩のみは公然大阪並に堺に屋敷をおけり名代の外に藏元掛屋などいふものありて、物産の販賣又は其代金の收納を司れり、掛屋は物産賣拂の代金を預り、又月々江戸邸の入費を仕送りしといふ、但し五萬石以下の大名は、藏屋敷といはず、用所といひき、また五萬石以上の大名にても藏屋敷をおかず用聞といふものゝみをおきたるものもありきとなん、後に至りては獨大名のみならず、公卿、幕府の簾本、寺院等までも藏屋敷用所或は用聞を大阪におくに至れり、

大阪の商業は、かくの如く諸大名の物産によりて、商業繁昌せし土地にて、中央市場たりしもこれが爲のみ、維新後明治四年十二月に至り、諸藩邸宅及藏屋敷は、すべて官に收められたり、されども唯質流れになりたるものは、民有に歸せしめたるをもて、大抵民有となれりとぞ、

延享四年調査 各藩大阪の藏屋敷	
藩名	石高
藩名	石高

加賀金澤	百貳萬貳千石	筑後久留米	貳拾貳萬石
薩摩鹿兒島	七拾七萬石	出羽秋田	貳拾萬五千石
尾張名古屋	六拾壹萬九千五百石	出雲松江	拾八萬六千石
紀伊和歌山	五拾五萬五千石	伊豫松山	拾五萬石
肥後熊本	五拾四萬五千石	播磨姫路	拾五萬石
筑前福岡	五拾參萬石	豐前小倉	拾五萬石
安藝廣島	四拾貳萬六千石	越後高田	拾五萬石
長門萩	參拾六萬九千石	讚岐高松	拾貳萬石
肥前佐賀	參拾五萬七千石	筑後柳川	拾壹萬九千六百石
因幡鳥取	參拾貳萬五千石	相州小田原	拾壹萬參千貳百石
伊勢津	參拾貳萬四千石	伊豫宇和島	拾萬石
備前岡山	參拾壹萬五千石	備後福山	拾萬石
阿波德島	貳拾五萬七千八百石	對島府中	拾萬石
土佐高知	貳拾四萬貳千石	豐前中津	拾萬石

伊勢桑名	拾萬石	播磨明石	六萬石
常陸土浦	九萬五千石	周防岩國	六萬石
常陸笠間	八萬石	伊勢龜山	六萬石
肥前小城	七萬四千石	陸奥棚倉	五萬五千石
越後長岡	七萬四千石	播磨龍野	五萬參千石
豐後岡	七萬四千石	和泉岸和田	五萬參千石
肥前島原	七萬石	肥前蓮池	五萬貳千石
肥前唐津	七萬石	日向飯肥	五萬壹千石
日向延岡	七萬石	石見濱田	五萬四百石
美濃加納	六萬五千石	美作津山	五萬石
肥前平戸	六萬參千石	豐後臼杵	五萬石
讚岐丸龜	六萬參千石	長門長府	五萬石
伊豫大門	六萬石	肥前秋月	五萬石
武州川越	六萬石	備中松山	五萬石

日本殖産史 第四編 江戸幕府の創立より大政奉還まで 第十七章 各藩蔵物の中央市場 六三

陸奥津輕	四萬六千石	肥前大村	貳萬七千九百石
石見津和野	四萬參千石	日向佐土原	貳萬七千石
伊豫今治	四萬石	豐後日出	貳萬五千石
攝津尼崎	四萬石	備中足守	貳萬五千石
攝津三田	參萬六千石	肥後人吉	貳萬貳千石
肥後新田	參萬五千石	豐後府内	貳萬貳千石
上野沼田	參萬五千石	豐後佐伯	貳萬石
豐後杵築	參萬參千石	備中新見	貳萬石
肥後宇土	參萬石	肥前鹿島	貳萬石
日向高鍋	參萬石	丹後柏原	貳萬石
伊豫西條	參萬石	播磨赤穂	貳萬石
伊豫吉田	參萬石	播磨三日月	壹萬五千石
周防徳山	參萬石	和泉伯太	壹萬參千七百石
下野壬生	參萬石	豐後森	壹萬貳千石

肥前五島	壹萬貳千石	伊豫小松	壹萬石
近江小室	壹萬六百參拾石	播磨林田	壹萬石
備中岡田	壹萬參百石	田安家	
播磨安志	壹萬石	一橋家	
筑後三池	壹萬石		
伊豫新谷	壹萬石		

この他藏屋敷をおかず用聞のみをおきしもの、陸奥仙臺六拾貳萬、近江彦根參拾陸、奥會津貳拾參、大和郡山拾五萬貳千、出羽米澤拾五、上野前橋拾五を初め五十七藩、幕臣六十二家あり、延享以後に至り、常陸水戸、越前福井、其他の藩主も藏屋敷をおきしかは、前の表に掲げし七十六藩と田安一橋兩家并に幕臣の分とを加ふれば、九十四以上にのほれり、また用聞の分も延享以後ますます増加し、九十六以上にのほれり、文化文政以後に至りては一層増加し、藏屋敷用聞をおかざるものなきに至れり。

第十八章 元祿時代の工藝

徳川氏が政權を握るや、慶元の際、既に幸阿彌長晏、埋忠^{ウラタケ}、明眞、明珍、宗信の如き名工を江戸に移住せしめて、種々の保護を與へしも、なほ豊臣氏の恩をうけたる者は關東に向ふことをさらひて應せざるもの多かりき。寛永に至り三代將軍家光が、狩野探幽、名越家昌、古満休意、横谷宗興、奈良利輝、春田宗次の如き名工を聘して厚遇せしころより、美術工藝家も漸く天下の形勢をさとり、江戸に移住して家を起すものいづ、これ實に江戸時代の工藝を代表する元祿時代の端緒を開きたるものなりとす。五代將軍綱吉の時代に至りては、天下全く大平に屬し、諸大名いづれも無聊に苦み、歌舞音曲を弄して宴飲をこととし、祖先質朴の氣風全く消磨し、武器鹵簿具より衣服調度の類一變して、只管華美を競ふこととなりぬ、こゝにおいて江戸の工藝盛に興れり、後世其年號をとりて元祿時代の工藝と稱し、又綱吉の法號をとりて常憲院時代の工藝と稱しき、ことに染物刺繡蒔繪の類著く發達し、徳川氏二百六十餘年間の工藝を代表するに至れり。

寛永ころまでは、なほ桃山時代の遺風ありて、純然たる江戸時代の工藝と稱するこゝと能はざりしが、こゝに至り其意匠より製作の點に至るまで、全く徳川氏時代の工藝を代表するに至れり、されは今も其遺物を元祿時代或は常憲院時代など稱して珍重するは、實にいはいはれなきことにあらざるなり。これを隅田川に縁深き櫻花にてたとふれば、寛永は花のさきかけたる時代にて、元祿は恰も満開したる時代といふべきか、かくいへは文化文政の時代即文恭院^{家齊}の治世は、實に好果を結ひたる時代とこそいふべけれ。

第十九章 享保の殖産奨勵

徳川吉宗の紀州より入りて八代將軍となるや、銳意殖産工藝に力を盡し、海外より輸入する所の品を檢し、其種苗を得てこれを内地に繁殖せしめ、専ら輸入を防ぐことを計畫せり、さればまづ琉球より甘蔗の苗をとり寄せて、これを濱及吹上苑に試植し、後これを諸國に分配せしが、また一方においては、侍臣に命じ吹上苑中に工場を建て、砂糖の製造を研究せしめ、つひに黒砂糖をつくりいだせり、又朝鮮より藥

用人參の種を取寄せてこれを日光及信濃に植ゑさしむ、今日支那へ輸出する人參は全く吉宗の恩澤よりいづるものといふべし、又早くも馬種の改良に注意し蘭人に託して、洋種の馬二十八頭を取寄せ、これを房總の牧に放ち、又白牛三頭を安房の嶺岡に放養して牛酪を製せしむ、又薩摩より甘藷の苗を取寄せ、兎歳飢饉の救助にとて、青木敦書に命じて、甘藷の食品として必要なる旨を記さしめ、これを諸國に廣めらる、これらの外、樺樹、漆樹の類を荒蕪の地に植付しめ、又織殿、染殿を吹上苑に建設して自ら研究せられき、かくの如く吉宗が銳意殖産の事に心を傾けしより、諸大名においても大に奮發して殖産の事に力を盡すやうになれり、されば享保以後、諸大名において産物會所を建設するもの多くいて來れり、これより諸大名に扶持せらるゝ學者も實用の學問に力を入るゝものいづ、稻生若水か庶物類纂、丹羽正伯の續庶物類纂の如き大部のものいづ、これよりさき能澤伯繼、野中良繼らが、實用の學問を唱へしより、宮崎安貞、貝原篤信の如き學者をいだし、が享保以後は、實用的の學問一層勢力を得ることになれり、これ偏に吉宗將軍の力といふべし。

第二十章 文化文政時代における産業の隆盛

享保の殖産獎勵の政策は、よく時勢に適し、寶曆ころより寛政にわたり、文化文政に至りて好果を結へり。物産學の講究は既に大和本草、庶物類纂の如き著書いて、大に振興し來りしかども、同志者相會し、實物に就いて講究し始めしは、實に寶曆丁丑^{七年}田村藍水が、物類會を江戸の湯島に開きしを嚆矢とす、ついで平賀鳩溪物産會を起しぬ、鳩溪が著し、物産品鑑によれば、藍水が寶曆丁丑物類會を起し、より寶曆壬午^{十二年}の歳まで六年間に、五次會を開きしとぞ、殊に壬午會は、海内同志者の出品三十餘國に及び、品物千三百餘種に達せりといふ、この會は元藥物を主とせしも、殖産の獎勵に利益を與へたること少からず、恰も今日博覽會を開きて、互に智識を交換するものに似たり、ことに製糖法、製參法の如き利益の多大なりしを覺ゆ、寛政に至りては、熊本藩の製蠟、米澤藩の四木^榿、南部藩の牧馬、高松藩の製糖、幕府の牛酪製造^{安房の嶺岡に於いて庶人の如き著しく發達せり。}これらの後をうけて、文化文政に至り、諸國の物産彬々として起れり、養蠶、製糖、製藍、製茶、製鹽の類より、あ

らゆる工藝品著く發達し、徳川氏の太平を謳歌するもの、まづ指を元祿享保について、この時代に屈せしむるに至れり、順序よりいへば、最後に位すれども、其の盛なることは實に元祿享保よりもまされり。されば諸國の物産大阪に集り、商業の盛なること前代未聞なりと稱せらる。大名の藏屋敷の多きことも、この時代なりといふ、これらの事實を湊合して考ふれば、徳川氏二百六十餘年間における、最盛の世と云ふべし。

第二十一章 鎖港の殖産に及ぼしたる影響

豊太閤が朱印船の制をたてしより、安南、暹羅の貿易盛に起りしかど、商人を選びて特許を與へしことゝて、只少數の商人を保護するに過ぎざりしが、徳川氏に至り、大に制限をときて自由を與へ、何人にも朱印免狀を願ひづるものある時は、許可せられしかば、高砂、阿媽より、呂宋、安南、占城、暹羅、東埔塞、淳泥、爪哇等へ渡航する商船艫相銜みて往來せり、されば呂宋、暹羅などの日本町には、常に數千人駐在して商權を握れり、これらの商人中、關原の役もしくは大阪の役に敗れたる諸大名の下卒輩

にして、貿易商人になりしものも多かりしかば、一種の氣風ありて、諸外國人に尊敬せられき、又一方においては、慶長十五年より西班牙領の濃毘須般 *Nueva España* の航路を開き、新西班牙との貿易を開始せり、然るに慶長十六年蘭船が喜望峰において、葡船を拿捕せしより、端なくも大久保石見守の件發覺してより、つゞいて基督教徒中徳川政府を顛覆せんとするものいひしかば、つひに寛永十三年に至り、外國の渡航を禁ずるに至れり、ついで同じき十四年、基督教徒天草の亂を興し、幕府に抗せり、こゝにおいて亂平ぐる後、蘭人、支那人の外、日本に通商することを禁じ、大に貿易を縮少せり、この結果殖産の上に影響を與へしもの少からず、南洋貿易の盛なるや、年々種々の工藝品を輸入せしのみならず、有用植物を輸入して、大に殖産上に利益を與へき、然るに一朝外國の渡航を禁ぜられしより、これら輸入の道を杜絶し、延いて其影響を我殖産の上に及ぼせり。

第二十二章 長崎貿易と殖産

天草亂後は、支那人、蘭人に對し、長崎の一港を限りて貿易を許し、大に束縛を加

へ、嚮に葡人の爲に築きし出島に蘭人を入れて他へいづることを禁ぜしが、其後支那人をも大に束縛し、長崎の市街を離れたる十禪寺村に唐人屋敷を建設して、内地人と雜居することを嚴禁したり、これより我日本人は朝鮮の釜山浦を除く外、海外にいで、貿易すること能はず、只外國貿易は長崎の出島と唐人屋敷とにて、種々の制限をうけて貿易をなすのみとなれり、加之年々金貨濫出せしかば、或は船數を減し、或は貿易の金高を減せしむるなどの方法を取れり、これにおいて、抜荷の弊起れり、この機に乗し、元祿八年江戸の商人伏見屋四郎兵衛代物替とて清蘭の賣殘品を銅にて交換することの許可を得たり、これより銅は外國輸出の重なるものとなれり、其後長崎の町年寄高木彦右衛門等、伏見屋の突然江戸よりいて來りて、莫大の利益を占有するをみて、追定額と稱し、清蘭の賣殘品に對し、俵物煎海鼠、乾諸色、鼠、布、樟、貝、乾、海老、塞、天、人、參、推、其、類と交換することの許可を得しより、水産物の製造法俄に一變して、大に面目を改めたり、其後代物替追定額ともに停止を命じ、長崎貿易は悉く長崎會所にてなすことに改め、益す地方の山方に出銅を促し、往々資金を貸與することさへありき、又一方においては、各地に水産製造品買入所を置き、年々製造方法

を、繪圖にして示し、つとめて支那人の嗜好に適するやう注意せり、されば水産製造品は、維新前既に比較的發達し居れり、さはいへ、輸入の物品は蘭人一回支那人二回の定めなれば、新技術の品に接する機會少くなりし爲、一般に殖産上の發達にとりては、少からざる不利益を蒙れり。

62
396

早
三
十
地

終

